



山の手通信

No.199

2025年12月13日

会長

● 野良猫問題について

町内で 野良猫問題が多発しています。

自治会役員や役場に対し、「野良猫をどうにかしてほしい」という問い合わせもありますが、「動物愛護管理法」により、猫を処分する目的で捕獲することは犯罪となります。

**エサを
あげないで!**



猫を餌付けすると 猫はその辺りに縄張りを張る習性があるようです。

また、メス猫は 産まれてから4か月で 出産することができるため、一気に繁殖していきます。

無責任な餌付けは やめましょう。

餌付けをするなら 責任をもって その猫を飼ってください。

● 集会所下の空地について

企画総務課が設置している看板のとおり「集会所利用者 並び 来客用」の駐車場ではありますが、「常駐お断り」の旨の記載があるにも関わらず、住民の常駐が目立つ経緯から チェーンをかけております。

本来は、「集会所利用者 並び 来客用駐車場」であるため、ご利用の場合は、以下のいずれかの方法で「車番、利用する日、連絡先」を 連絡してください。

① 自治会役員に連絡（電話、SNS、山の手ウェブ など）

② 行き先や連絡先等をダッシュボードに置く（個人情報に注意）

※ 緊急を要し車の移動をお願いする場合に連絡する場合があります

※ 無断駐車の場合、警察に連絡する場合があることをご了承ください。

● 防災行政無線テレホンサービス

（無料）0120-52-2136

「山の手自治会」で 検索

<山の手ウェブ> <https://yamanote.link>

班 長																			
↑月日を記入して次の方に回してください。																			

【注意】：最後の方は 回覧板を 会長まで返却 ください。

【注意】：最後の方は 回覧板を 会長まで返却 ください。